

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年9月1日

京都市教育委員会

委員長 水野 彌一

京都市教育委員会規則第7号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条中「市立高校は」の右に「，別に定める場合を除き」を加える。

第7条中「この規則」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの規則」を加える。

別表1を次のように改める。

1 第I類及び第II類

高等学校名	通学区域	
	通学圏の名称	地域
京都市立紫野高等学校	京都市北通学圏	京都市のうち北区，上京区，左京区，中京区，下京区（京都市立松原中学校の通学区域に限る。），右京区（京都市立周山中学校の通学区域を除く。），西京区
京都市立堀川高等学校		
京都市立日吉ヶ丘高等学校	京都市南通学圏	京都市のうち東山区，山科区，下京区（京都市立松原中学校の通学区域を除く。），南区，伏見区，向日市，長岡京市，大山崎町，八幡市（八幡長町，八幡樋ノ口及び川口高原に限る。），久御山町（字大橋辺に限る。）
京都市立塔南高等学校		

別表2京都市立紫野高等学校の項中「周山中学校」を「京都市立周山中学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、平成21年4月1日以後に市立高校に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に入学する者の通学区域については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)